

## 令和元年度 第7回岐阜市上下水道事業経営審議会議事録（概要）

日 時 令和元年12月18日（水） 午前10時00分～  
場 所 岐阜市役所本庁舎低層部4階 全員協議会室

- 1 副会長の選任
- 2 審議・説明・報告事項
  - (1) 受益者負担金前納報奨金の廃止について
  - (2) 経営戦略の策定について

### 出席委員

木村 隆之 会長、石井 浩二 委員、江崎 洋子 委員、須田 眞 委員、富田 耕二 委員、松原 徳和 委員、服部 学 委員、瀬瀬 晴美 委員、河野 美佐子 委員、柴田 甫彦 委員、白木 由香 委員

### 欠席委員

近藤 隆郎 委員、武藤 豪 委員、森 健二 委員、篠田 陽子 委員

### ～ 1 副会長の選任～

会長)

(副会長であった山田委員の辞任に伴い) 副会長の選任について諮りたい。上下水道事業経営審議会規則第4条第1項には、副会長は、委員の互選により定めると規定されているため、副会長の選任について意見、推薦等はあるか。

～一同 意見無し～

会長)

推薦等が無いようであれば、選任については会長に一任ということで良いか。

～一同 異議無し～

会長)

では、副会長は、岐阜市生活学校の河野委員を推薦したいと考えるが、いかがか。

～一同 異議無し～

会長)

異議無しとのことなので、副会長は河野委員にお願いする。

～河野副会長 挨拶～

～2 審議・説明・報告事項～

(1) 受益者負担金前納報奨金の廃止について

会長)

では、審議に移る。受益者負担金前納報奨金の廃止について事務局より説明をお願いする。

～事務局より説明～

会長)

ただ今の説明について、質問等はないか。

A委員)

3点質問がある。1点目、廃止は国の方針によるものなのか。2点目、廃止によって意見や苦情等が寄せられることは想定しているのか。3点目、納付は5年間に渡るとのことだが、5年前から廃止を見越して周知はしてきたのか。

事務局)

1点目について、国の方針ではなく、他都市では廃止の傾向にあるという状況を踏まえた本市の判断である。廃止傾向の背景としては、下水道の拡張の時代から維持管理の時代へと移行し、前納報奨金制度の意義が薄れてきたことが考えられる。

2点目について、前納報奨金制度は受益者負担金の早期納付を主な目的として行ってきた。受益者からすれば、前納報奨金があった方が良いと思われるのは当然だろうが、大きな反対意見は想定していない。

3点目について、昨年度に廃止の方向性が決定したため、それ以前に廃止について周知することはない。

B委員)

前納報奨金制度の創設の際は他都市の状況を把握した上で行ったと思うが、廃止に際しても他都市の状況を調査したということか。

事務局)

平成30年度の調査で、中核市の中で受益者負担金の制度を実施しているのが52市。そのうち前納報奨金制度を実施しているのが36市、既に前納報奨金制度を廃止しているのが6市、当初から前納報奨金制度を設けていないのが10市だった。

C委員)

1年前、平成30年12月開催の岐阜市公営企業経営審議会で廃止について審議したとのことだが、その際広報はしたか。

事務局)

平成31年2月の政策総点検の結果公表において「廃止」として掲載されている。また、審議会の議事概要がホームページに掲載されている。

C委員)

廃止を決定したのであれば、その時点で記者発表を行い、新聞記事等を通じて早期に周知すべきだったのではないか。周知の方法として丁寧さに欠けると感じる。

また、廃止によって影響が出るのは何世帯あるのか。

事務局)

経過措置の対象となる、市街化調整区域の受益者は約300世帯。また、現在受益者負担金を納付中の受益者は約900世帯である。

C委員)

5年分をまとめて前納すれば報奨金の対象となると思うが、途中までは納期どおり納付して、それ以降を一括で前納するといった場合にも前納報奨金の対象となるのか。

事務局)

最大5年分を前納することが可能で、前納報奨金の交付率が最も高い。残り1年分のみ前納することもできるが、残り年数が少なくなるほど交付率も低くなる。

C委員)

それならば、周知期間が長くあった方が受益者は制度を早期に利用しやすくなる。広報ぎふ、ホームページに掲載とのことだが、見ない受益者もいると思われる。

事務局)

影響のある受益者には個別に郵送にて通知を行う。

C委員)

個別の通知ももちろんであるが、世間で話題となるよう、記者発表をして周知に努めるべき。

会長)

制度の廃止にあっては、条例改正が必要となるのか。

事務局)

条例改正は不要で、企業管理規程の改正を行う。

会長)

他に意見は無いか。無いようであれば審議を終了する。廃止の周知方法について意見があったので、十分配慮した上で進めていただきたい。

## ～ 2 審議・説明・報告事項～

### (2) 経営戦略の策定について

会長)

次の審議に移る。経営戦略の策定について、事務局より説明をお願いします。

#### ～事務局より説明～

会長)

ただ今の説明について、意見、質問はあるか。

C委員)

国土強靱化について、政府は3か年の緊急対策を行っているところだが、上下水道施設の強靱化は3年で完了するものではない。国から補助をもらう方法をあらゆる面から要望していくべきで、要望実施について経営戦略に盛り込むといいのではないか。

例えば、災害時に学校に避難した人が下水道を使用することを考えた場合、避難した人が下水料金を負担していないことも想定できるため、重要な幹線は下水道利用者からの料金収入だけを財源として整備するのではなく、国から補助があってしかるべきと考える。

事務局)

幹線の更新については、細かい要件はあるものの、国から2分の1程度の補助がある。

C委員)

さらに拡充されるよう要望していくべき。経営戦略には、そういった要望を毎年行っていくということを記載してほしい。

また、広域化について、広域化推進の流れに乗って進めた結果、岐阜市が損をしてしまうということが無いようにしてほしい。新聞報道によると、羽島市の財政が逼迫しており、基金がゼロになる見通しとのことである。かつて羽島市との合併が検討され、岐阜市は踏みとどまったが、もし合併していたら、羽島市のこの問題は岐阜市の問題となっていた。この事例からもわかるように、広域化を推進する流れに安易に飛び込むことなく、慎重な判断をお願いしたい。

事務局)

国の補助については、今年度の審議会でも触れているとおりの要望を継続している。3か年の緊急点検についても来年度で終了してしまうため、引き続き要望していく。

広域化については、委員の意見のとおりの慎重な検討が必要だと考えている。

D委員)

「基本方針③」の中に「本市に適した民間活用を検討」とあるが、具体的にどのような手法を想定しているのか。

事務局)

民間活用の手法は様々なものがあるため、本市にふさわしい手法を検討していきたいということ。

会長)

その他の意見等はないか。無ければ、経営戦略案については概ね了解とする。委員から上がった意見について事務局で検討し、パブリックコメントを経て、次回の審議会での報告をお願いしたい。以上で本日の審議を全て終了する。